

栃木県警察の組織の細目に関する訓令

(平成9年3月10日)
(栃木県警察本部訓令乙第3号)

～原文は縦書き～

栃木県警察の内部組織の細目等に関する規程(昭和三十七年栃木県警察本部訓令第十九号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この訓令は、栃木県警察本部組織規則(昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号。以下「規則」という。)第四十七条の規定に基づき、栃木県警察の組織の細目について必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第二条 警察本部の課(栃木県警察本部組織規則の規定により課に附置された室、センター、隊及び場(以下「附置組織」という。))を含む。第九条第一項及び第十条第一項を除き、以下同じ。)及び所並びに警察学校に、係を置く。

2 地域部機動警察隊、刑事部機動捜査隊、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び警備部機動隊(以下単に「隊」という。)に、係及び小隊を置く。

3 前二項の係及び小隊の名称及び分掌事務の範囲は、第九条に規定する課長、所長又は隊長が警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を得て定める。

4 警察署に、別表に定めるところにより課及び係を置く。ただし、警察署長(以下「署長」という。)は、特に必要があるときは、本部長の承認を得て暫定的に同表に掲げる係のほかに係を置くことができる。

5 警察署の係の分掌事務の範囲は、署長が本部長の承認を得て定める。

(部長)

第三条 警察本部の部(以下単に「部」という。)に、部長を置く。

2 部長は、地方警務官をもって充てるもののほか、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 部長は、命を受け、部の事務を掌理し、部員を指揮監督し、及び部の所掌事務について署長を指揮監督する。

(首席監察官)

第四条 警務部に、首席監察官一人を置く。

2 首席監察官は、地方警務官又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 首席監察官は、命を受け、監察に関する事務を掌理し、当該事務について所属長を指揮監督する。

(総括参事官)

第五条 部に、総括参事官一人を置く。

2 総括参事官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 総括参事官は、命を受け、部の事務を総括整理する。

(参事官)

第六条 部に、参事官を置くことができる。

2 参事官は、警視の階級にある警察官又は警察官以外の職員(以下「一般職員」という。)をもって充てる。

3 参事官は、部の所掌事務のうち重要事項に係る企画及び調査に参画する。

(監察官)

第七条 警務部に、監察官を置く。

2 監察官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 監察官は、命を受け、職員の服務規律の保持及び監察の実施に関する事務を処理する。

4 前項の事務を総括整理する者を上席の監察官とする。

(監査官)

第七条の二 警務部に監査官を置く。

2 監査官は、一般職員をもって充てる。

3 監査官は、命を受け、会計の監査及び遺失物に関する事務を処理する。

(組織犯罪対策統括官)

第七条の三 刑事部に、組織犯罪対策統括官を置く。

2 組織犯罪対策統括官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 組織犯罪対策統括官は、命を受け、規則第二十九条及び第二十九条の二の事務を総括整理する。

(調査官)

第八条 部に、調査官を置くことができる。

2 調査官は、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

3 調査官は、命を受け、部の所掌事務のうち重要事項に係る企画及び調査に関する事務を処理する。

(警察本部の課長等)

第九条 警察本部の課及び所に、課長又は所長を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

2 隊に、隊長を置き、警視の階級にある警察官を置く。

3 課長、所長及び隊長は、命を受け、課、所又は隊の事務を掌理し、課、所又は隊の職員を指揮監督する。

(警察本部の次長等)

第十条 警察本部の課及び所に、次長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

2 隊に、副隊長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 次長及び副隊長は、それぞれ前条に規定する課長、所長又は隊長を補佐し、課、所又は隊の事務を処理し、課、所又は隊の部下職員を指揮監督する。

(附置組織の長)

第十一条 附置組織に、室長、センター長、隊長又は場長を置く。

2 室長、センター長及び場長は警視の階級にある警察官又は一般職員をもって、隊長は

警視の階級にある警察官をもって充てる。

- 3 室長、センター長、隊長及び場長は、第九条に規定する課長の命を受け、附置組織の事務を掌理し、附置組織の職員を指揮監督する。

(附置組織の副室長等)

第十二条 附置組織に、副室長、副センター長、副隊長又は副場長を置くことができる。

- 2 副室長、副センター長、副隊長及び副場長は、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

- 3 副室長、副センター長、副隊長及び副場長は、室長、センター長、隊長又は場長を補佐し、室、センター、隊又は場の事務を処理し、室、センター、隊又は場の部下職員を指揮監督する。

(企画管理官)

第十三条 警務部警務課に、企画管理官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

- 2 企画管理官は、命を受け、規則第四条第一号、第四号、第六号、第七号及び第八号に掲げる事務のうち重要事項に係る企画、調査及び立案を行う。

(給与管理官)

第十四条 警務部警務課に、給与管理官を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

- 2 給与管理官は、命を受け、規則第四条第九号から第十一号までに掲げる事務のうち重要事項に係る企画、調査及び立案を行う。

(監察管理官)

第十五条 警務部監察課に、監察管理官を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

- 2 監察管理官は、命を受け、職員の服務規律の保持及び監察の実施に関する事務のうち特定の事項に関する事務を処理する。

(会計企画管理官)

第十六条 警務部会計課に、会計企画管理官を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

- 2 会計企画管理官は、命を受け、課の所掌事務のうち重要事項に係る企画、調査及び立案を行う。

(刑事指導管理官)

第十七条 刑事部刑事総務課に、刑事指導管理官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

- 2 刑事指導管理官は、命を受け、規則第二十五条第二号及び第四号に掲げる事務のうち重要事項に係る企画、調査及び立案を行う。

- 3 刑事指導管理官は、前項に掲げるほか、命を受け、犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第七十三條に規定する事項が適正に行われているかを検証する。

(交通管理官)

第十八条 交通部交通企画課に、交通管理官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 交通管理官は、命を受け、規則第三十四条第一号に掲げる事務を処理する。

(警衛警護管理官)

第十九条 警備部警備第二課に、警衛警護管理官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 警衛警護管理官は、命を受け、規則第四十四条第四号及び第五号に掲げる事務を処理する。

(管理官)

第二十条 前七条に掲げるもののほか、警察本部の課及び所に、管理官を置くことができる。

2 管理官は、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

3 管理官は、命を受け、課又は所の所掌事務のうち特定の事項に係る企画、調査及び立案を行う。

4 管理官の職名には、その担当する事務の名称等を冠するものとする。

(捜査指導官)

第二十一条 刑事部捜査第一課に、捜査指導官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 捜査指導官は、命を受け、課の所掌事務のうち重要犯罪の捜査に係る指導に関する事務を処理する。

(指導官)

第二十二条 前条に掲げるもののほか、警察本部の課に、指導官を置くことができる。

2 指導官は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 指導官は、命を受け、課の所掌事務のうち特定の事項に係る指導に関する事務を処理する。

4 指導官の職名には、その担当する事務の名称を冠するものとする。

(犯罪抑止対策官)

第二十三条 生活安全部生活安全企画課に犯罪抑止対策官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 犯罪抑止対策官は、命を受け、規則第十六条第二号及び第三号に掲げる事務を処理する。

(組織犯罪対策官)

第二十四条 刑事部組織犯罪対策第一課に組織犯罪対策官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 組織犯罪対策官は、命を受け、規則第二十九条第一号から第四号に掲げる事務を処理する。

(交通事故抑止対策官)

第二十五条 交通部交通企画課に交通事故抑止対策官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 交通事故抑止対策官は、命を受け、規則第三十四条第二号及び第三号に掲げる事務を処理する。

(災害対策官)

第二十六条 警備部警備第二課に災害対策官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 災害対策官は、命を受け、規則第四十四条第七号に掲げる事務を処理する。

(対策官)

第二十七条 前四条に掲げるもののほか、警察本部の課に、対策官を置くことができる。

2 対策官は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 対策官は、命を受け、課の所掌事務のうち特定の事項に係る対策に関する事務を処理する。

4 対策官の職名には、その担当する事務の名称を冠するものとする。

(生活安全聴聞官)

第二十八条 生活安全部生活安全企画課、人身安全少年課及び生活環境課に、生活安全聴聞官を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

2 生活安全聴聞官は、命を受け、人身安全少年課及び生活環境課の所掌事務のうち特定の事項に係る聴聞に関する事務を処理する。

(交通聴聞官)

第二十九条 交通部交通企画課及び運転免許管理課に、交通聴聞官を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

2 交通聴聞官は、命を受け、交通企画課及び運転免許管理課の所掌事務のうち特定の事項に係る聴聞に関する事務を処理する。

(聴聞官)

第三十条 前二条に掲げるもののほか、警察本部の課に、聴聞官を置くことができる。

2 聴聞官は、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

3 聴聞官は、命を受け、課の所掌事務のうち特定の事項に係る聴聞に関する事務を処理する。

(取調べ調査官)

第三十一条 警務部総務課に、取調べ調査官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 取調べ調査官は、命を受け、規則第三条第七号に掲げる事務のうち調査に関する事務を処理する。

(巡察官)

第三十二条 警務部総務課に、巡察官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 巡察官は、命を受け、規則第三条第七号に掲げる事務のうち巡察に関する事務を処理する。

(取調べ監督官)

第三十三条 警務部総務課に、取調べ監督官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 取調べ監督官は、命を受け、規則第三条第七号に掲げる事務を処理する。

(検視官)

第三十三条の二 刑事部捜査第一課に、検視官を置き、警視の階級にある警察官をもって

充てる。

2 検視官は、命を受け、課の所掌事務のうち検視に関する事務を処理する。

(広域捜査官)

第三十三条の三 刑事部捜査第一課及び組織犯罪対策第一課に、広域捜査官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 広域捜査官は、命を受け、課の所掌事務のうち広域重要事件の捜査に関する事務を処理する。

(意見聴取官)

第三十三条の四 刑事部組織犯罪対策第一課に、意見聴取官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 意見聴取官は、命を受け、規則第二十九条第一号に掲げる事務のうち意見聴取に関する事務を処理する。

(国際犯罪捜査情報官)

第三十四条 刑事部組織犯罪対策第一課に国際犯罪捜査情報官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 国際犯罪捜査情報官は、命を受け、規則第二十九条第五号に掲げる事務を処理する。

(交通事故事件捜査統括官)

第三十五条 交通部交通指導課に、交通事故事件捜査統括官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 交通事故事件捜査統括官は、命を受け、課の所掌事務のうち特定事故事件及び指導対象事故事件の捜査を統括、指導する事務を処理する。

(通信指令官)

第三十六条 地域部通信指令課に、通信指令官を置き、警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 通信指令官は、命を受け、通信指令事務を処理する。

(首席師範)

第三十七条 警務部教養課に首席師範を置くことができる。

2 首席師範は一般職員をもって充てる。

3 首席師範は、命を受け、規則第十一条第二号、第五号及び第六号に掲げる事務を処理する。

(課長補佐等)

第三十八条 警察本部の課、所及び隊に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる職を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる者をもって充てる。

2 課長補佐、所長補佐、隊長補佐、係長、小隊長、主任及び分隊長は、第九条に規定する課長、所長又は隊長の定めるところにより、分担事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(警察学校)

第三十九条 警察学校に、次の表の上欄に掲げる職を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる者をもって充てる。

2 校長は、本部長の命を受け、校務を掌理し、校員を指揮監督する。

- 3 副校長は、校長を補佐し、校務を処理し、校員を指揮監督する。
- 4 校長補佐、科長、係長及び主任は、校長の定めるところにより、分担事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(署長)

第四十条 署長は、地方警務官をもって充てるもののほか、警視の階級にある警察官をもって充てる。

(副署長等)

第四十一条 警察署に、副署長又は次長を置く。

- 2 副署長は警視の階級にある警察官をもって、次長は警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 副署長は、署長を補佐し、署務を統制し、署員を指揮監督する。
- 4 次長は、署長を補佐し、署務を処理し、署員を指揮監督する。

(刑事管理官等)

第四十二条 警察署に、刑事管理官、地域管理官又は交通管理官又は会計管理官を置くことができる。

- 2 刑事管理官、地域管理官及び交通管理官は、警視の階級にある警察官をもって、会計管理官は一般職員をもって充てる。
- 3 刑事管理官は、命を受け、警察署の事務のうち犯罪の捜査並びに刑事警察及び生活安全警察に関する事務を分掌し、部下職員を指揮監督する。
- 4 地域管理官は、命を受け、警察署の事務のうち地域警察その他の警らに関する事務を分掌し、部下職員を指揮監督する。
- 5 交通管理官は、命を受け、警察署の事務のうち交通警察に関する事務を分掌し、部下職員を指揮監督する。
- 6 会計管理官は、命を受け、警察署の事務のうち会計に関する事務を分掌し、部下職員を指揮監督する。

(取調べ監督官)

第四十三条 警察署に取調べ監督官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

- 2 取調べ監督官は、命を受け、警察署の事務のうち規則第三条第七号に掲げる事務を分掌する。

(警察署の課長等)

第四十四条 警察署に、次の表の上欄に掲げる職を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる者をもって充てる。

- 2 課長は、命を受け、警察署の課の事務を処理し、課員を指揮監督する。
- 3 係長及び主任は、署長の定めるところにより、分担事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 派出所長は、命を受け、派出所の事務を処理し、派出所及び駐在所の職員を指揮監督する。
- 5 交番所長及び駐在所長は、命を受け、交番又は駐在所の事務を処理し、交番又は駐在所の職員を指揮監督する。

6 駐在所長を置く駐在所は、別に定める。

(副主幹等)

第四十五条 警察本部の課、所及び隊、警察学校並びに警察署に、副主幹、主査、主事、師範、特別研究員、主任研究員、研究員、技師又は専門官を置くことができる。

2 副主幹、主査、主事、師範、特別研究員、主任研究員、研究員及び技師は一般職員をもって、専門官は警部若しくは警部補の階級にある警察官をもって充てる。

3 副主幹、主査、主事、師範、特別研究員、主任研究員、研究員、技師及び専門官は、第九条に規定する課長、所長又は隊長、第三十九条に規定する校長若しくは第四十条に規定する署長の定めるところにより、分担事務を処理し、部下職員を指揮監督する（主事、研究員、技師を除く。）。

(部付等)

第四十六条 部に、部付を、警察本部の課、所及び隊、警察学校並びに警察署に、課付、所付、隊付、校付又は署付を置くことができる。

2 部付は、地方警務官をもって充てるもののほか、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

3 課付、所付、隊付及び校付は、警視以下の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

4 署付は、警視以下の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

5 部付、課付、所付、隊付、校付及び署付は、命を受け、特定事務を処理する。

(補職)

第四十七条 第三条から前条までに定める職への命免は本部長が行う。ただし、警部補以下の階級にある者及び係長同相当職以下の者に充てる職への命免は所属長が行うものとする。

附 則

この訓令は、平成九年三月二十一日から施行する。

附 則（平九、七、二五栃木県警察本部訓令乙第九号）

この訓令は、平成九年八月一日から施行する。

附 則（平一〇、三、三一栃木県警察本部訓令乙第六号）

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平一一、三、二六栃木県警察本部訓令乙第六号）

この訓令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平一二、三、一〇栃木県警察本部訓令乙第二号）

この訓令は、平成十二年三月十七日から施行する。

附 則（平一二、七、二五栃木県警察本部訓令乙第一七号）

この訓令は、平成十二年八月一日から施行する。

附 則（平一二、一一、二一栃木県警察本部訓令乙第二四号）

この訓令は、平成十二年十一月二十四日から施行する。

附 則（平一三、三、五栃木県警察本部訓令乙第二号）

この訓令は、平成十三年三月十六日から施行する。

附 則（平一三、六、一栃木県警察本部訓令乙第一八号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平一四、三、一五栃木県警察本部訓令乙第一三号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平一五、二、一四栃木県警察本部訓令乙第一号）

この訓令は、平成十五年二月二十一日から施行する。

附 則（平一六、三、三〇栃木県警察本部訓令乙一三号）

この訓令は、平成一六年四月一日から施行する。

附 則（平一七、三、四栃木県警察本部訓令乙第五号）

この訓令は、平成一七年三月一六日から施行する。

附 則（平一七、一二、一六栃木県警察本部訓令乙第二〇号）

この訓令は、平成一八年一月一日から施行する。

附 則（平一八、三、七栃木県警察本部訓令乙第一号）

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平一八、五、三一栃木県警察本部訓令乙第二二号）

この訓令は、平成十八年六月一日から施行する。

附 則（平一九、二、二六栃木県警察本部訓令乙第一号）

この訓令は、平成十九年三月六日から施行する。ただし、第四条の二第二項、第六条から第九条の二までの規定、第十一条第一項、第十二条、第十六条第二項、第十九条の四第一項、第二十条、第二十二条第一項の表第二十三条第一項の表、同条第四項、第二十六条第二項、第二十七条の表、第二十八条第二項及び第二十九条の改正は、同年四月一日から施行する。

附 則（平二十、三、三栃木県警察本部訓令乙第一号）

この訓令は、平成二十年三月十四日から施行する。

附 則（平二十、三、二一栃木県警察本部訓令乙第十一号）

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平二十一、三、九栃木県警察本部訓令乙第一号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十一年三月十八日から施行する。ただし、取調べ調査官、巡察官及び取調べ監督官を加える改正規定については、平成二十一年四月一日から施行する。

（栃木県警察通信指令業務運営規程の一部改正）

2 栃木県警察通信指令業務運営規程（平成十二年栃木県警察本部訓令乙第七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平二十二、三、五栃木県警察本部訓令乙第一号）

この訓令は、平成二十二年三月十六日から施行する。ただし、第七条の二、別表茂木警察署、那珂川警察署及び藤岡警察署の部に係る改正規定については、同年四月一日から施行する。

附 則（平二三、三、一栃木県警察本部訓令乙第三号）

この訓令は、平成二十三年三月十日から施行する。ただし、第十六条の二、第二十四条及

び第三十四条の改正規定については、公布の日から施行する。

附 則（平二三、九、三〇栃木県警察本部訓令乙第八号）

この訓令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平二四、三、三〇栃木県警察本部訓令乙第三号）

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表鹿沼警察署の部刑事課の項の改正規定は、平成二十四年三月二十六日から施行する。

附 則（平二五、二、二七栃木県警察本部訓令乙第三号）

この訓令は、平成二五年三月二十七日から施行する。

附 則（平二六、三、四栃木県警察本部訓令乙第二号）

この訓令は、平成二六年三月二十八日から施行する。

附 則（平二七、三、三栃木県警察本部訓令乙第二号）

この訓令は、平成二七年三月二十七日から施行する。

附 則（平二八、三、一栃木県警察本部訓令乙第一号）

この訓令は、平成二十八年三月十四日から施行する。ただし、第四十五条に係る改正規定については、公布の日から、別表栃木警察署、佐野警察署及び下野警察署の部に係る改正規定については、同年三月二十八日から、別表鹿沼警察署の部に係る改正規定については、同年四月一日から施行する。

附 則（平二九、三、一栃木県警察本部訓令乙第六号）

この訓令は、平成二九年三月二十七日から施行する。

附 則（平三〇、三、一栃木県警察本部訓令乙第三号）

この訓令は、平成三十年三月十五日から施行する。ただし、第二十八条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は同年三月二十六日から施行する。

附 則（平三一、二、二七栃木県警察本部訓令乙第二号）

この訓令は、平成三十一年三月二十五日から施行する。ただし、第十六条の二を削る改正規定、第十七条及び第二十条の改正規定並びに別表宇都宮南警察署の部に係る改正規定については、同年三月十一日から施行する。

附 則（令二、二、二七栃木県警察本部訓令乙第二号）

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の三、第三十三条の四及び第四十四条の改正規定は公布の日から、第二十九条の改正規定は令和二年三月十三日から、別表宇都宮東警察署の部刑事第一課の項、宇都宮南警察署の部警備課の項並びに那須塩原警察署の部刑事第二課及び交通総務課の項の改正規定は、令和二年三月二十六日から施行する。